

令和 8 年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金
((2) 普通自動車第二種免許取得支援事業 関係)

Q & A

1. 補助対象者・要件について

番号	問	答
1-1	申請後に、法人化・申請者の社名・代表者名・本社住所・営業所の所在地等を変更した場合、引き続き補助対象者となりますか。	社名・代表者名の変更は対象となります。当該事実の証明書（履歴事項全部証明書）を速やかに提出してください。
1-2	申請後に、法人の合併又は分割（分社化）・事業継承・相続があった場合、引き続き補助対象者となりますか。	継承・相続した者が対象となります。当該事実の証明書（事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の許可申請書等）を速やかに提出してください。
1-3	県税の徴収猶予中ですが、申請できますか。	徴収猶予中の方も申請できます。 徴収猶予中であることは納税証明書に記載されるので、納税証明書を提出してください。
1-4	いわゆる福祉タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業のうち福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者）は対象となりますか。	一般のタクシー事業者の事業継続や経営安定化を目的に、運行体制の維持に必要な運転手の確保を対象に支援するものであり、今回は、福祉タクシーは対象外としています。
1-5	公募要領の 2 の「その他、公的な支援を行うことが適当でないと社会通念上認められる者」にはどのようなケースが該当しますか。	（該当する例） ・ 実質的にタクシー事業を休止している事業者 ・ 法令違反に対する行政処分期間中の事業者 ・ 過去に補助金の不正受給を行った事業者 等

2. 補助対象事業・要件・経費について		
番号	問	答
2-1	補助対象となる教習について、受講期間等の制限はありますか。	令和8年4月1日以降に自動車教習所へ入校し、かつ令和8年4月1日以降に自動車教習所へ支払った経費が補助対象となります。
2-2	令和8年3月31日以前（例：3月15日）に教習所へ入校し、令和8年4月1日以降（例：4月15日）に卒業した場合は補助対象となりますか。	対象外です。
2-3	令和8年3月31日以前に支払った経費（教習費用等）は補助対象となりますか。	対象外です。
2-4	「3カ月以上運転者として雇用していること」とされていますが、必要とされる期間について具体例を教えてください。	雇用期間については申請日を基準とします。 （例1）令和8年12月1日に申請する場合 ⇒令和8年9月1日以前から申請日時点まで引き続いて運転者として雇用されている必要があります。 （例2）令和9年1月15日に申請する場合 ⇒令和8年10月15日以前から申請日時点まで引き続いて運転者として雇用されている必要があります。
2-5	運転者としての雇用期間が3カ月を経過するが令和9年1月16日以降となる場合、補助対象となりますか。	対象外です。
2-6	3か月以上運転者として雇用したが、本補助金の申請日時点で、既に当該従業員が退職している場合は補助対象となりますか。	対象外です。本補助金の申請日時点において雇用を継続している必要があります。
2-7	普通二種免許取得のための受検資格特例教習も対象となりますか。	対象となります。
2-8	採用予定の従業員について、採用前に普通二種免許を取得させるための教習費用についても補助対象となりますか。	対象となります。ただし、普通二種免許取得後、3か月以上運転者として雇用する必要があります。
2-9	既に事務員として雇用している人員について、配置転換等で運転者として雇用するにあたって普通二種免許を取得させるための経費は補助対象となりますか。	対象となります。ただし、運転者として雇用する場合（事務員等との兼務も含める。）に限ります。
2-10	当該従業員が、専らタクシー事業以外で使用する車両（いわゆる「白ナンバー」）の運転に従事する場合は対象となりますか。	対象外です。
2-11	高知県外の営業所に配置する運転者として雇用するにあたって普通二種免許を取得させるための経費は補助対象となりますか。	対象外です。高知県内の営業所に配置する運転者に限ります。
2-12	教習の受講に要する経費のうち、対象外となる経費はありますか。	（対象外経費） ・免許取得に係る交通費及び宿泊費 ・検定不合格による追加費用（補習費用、再検定費用等）

2-13	合宿型の教習所は利用可能ですか。	利用可能です。ただし、その教習所が通いの事業も展開している場合は、通いの一番安価な金額を補助対象とします（申請時に教習所に見積依頼をしていただくか、HPの情報を添付してください）。
2-14	運転免許センター（試験場）で支払う手数料は、補助対象になりますか。	運転免許センターで支払う手数料（試験手数料、交付手数料等）は、補助対象となりません。
2-15	正式採用前の運転手見込みの者が教習所にて普通二種免許を取得し、教習費用を払い（立て替え）、免許取得後に正式入社した後、事業者が本人に経費を支払う制度をとっていますが、補助対象となりますか。	補助対象となります。 ただし、給与明細等で項目が明記されており、金額が一致している事が条件となります（支払い領収書類に加え、本人に経費を支払ったことが確認できる証拠書類の提出が必要です）。
2-16	現金やクレジットカード、小切手・手形での支払いは可能ですか。	いずれも認められません。支払方法は銀行振込とします。
2-17	金券やポイントでの支払いは可能ですか。	いずれも認められません。
2-18	消費税は対象となりますか。	対象外です。

3. 交付申請・審査について		
番号	問	答
3-1	申請書類はどこで入手できますか。	申請書は高知県のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが困難な場合は、以下の先へご相談ください。 <u>高知市内のタクシー事業者の方</u> 高知市ハイヤー協同組合 【電話】 088-866-0520 <u>高知市以外のタクシー事業者の方</u> 一般社団法人高知県ハイヤー協会 【電話】 088-866-6555
3-2	申請にあたってはどのような書類を提出する必要がありますか。	申請時に必要となる書類については、公募要領の5をご確認ください。
3-3	申請書等の印刷サイズに指定はありますか。	申請書等は全てA4サイズで統一してください。また、片面印刷で、裏面は使用しないでください。
3-4	国の補助金との併用は可能ですか。	国の補助金との併用は可能です。その場合は、補助金交付申請書の収支予算及び実績報告書の収支決算において、活用する国の補助金の名称とその金額を明記してください。また、国の補助金については、他の補助との併用を認めていない場合もあるので、注意してください。
3-5	申請が受付されれば必ず採択されるのですか。	申請いただいた事業内容について、県で審査し、予算の範囲内で採択を決定するため、受付されたものが必ず採択されるものではありません。
3-6	1事業者から複数人分の申請はできますか。	可能です。ただし、予算の範囲内で採択を決定するため、受付されたものが必ず採択されるものではありません。
3-7	「一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書」を紛失した場合はどうすればいいですか。	以下の先へご相談ください。 <u>高知市内のタクシー事業者の方</u> 高知市ハイヤー協同組合 【電話】 088-866-0520 <u>高知市以外のタクシー事業者の方</u> 一般社団法人高知県ハイヤー協会 【電話】 088-866-6555
3-8	「一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書」に記載されている期限が切れている場合、どのように対応すればよいか。	申請時点で、認可又は許可が有効であることが確認できる書類（「期限の変更通知書」等）を添付してください。
3-9	県税すべてに未納がないことの証明書はどこで取得できますか	最寄りの県税事務所で取得することができます。
3-10	申請後に内容の変更はできますか。	原則、変更できません。書類の差し替え等が必要な場合は速やかに事務局へご連絡ください。

3-11	「見積書等教習受講に係る費用が確認できる書類」は、具体的に何を提出すればよいですか。	支払った金額に補助対象外経費（免許取得に係る交通費及び宿泊費並びに検定不合格による追加費用（補習費用、再検定費用等）が含まれていないことが確認できる書類の写しを添付してください (例) ・経費の内訳の記載がある請求書 ・経費の内訳の記載がある見積書 ※見積時点から金額に変更が無い場合のみ
3-12	「補助対象経費の支払い領収書類」は、具体的に何を添付すればよいですか。	以下の書類を添付してください ①以下のいずれかの写し ・金融機関の振込受付書（受払済印があるもの） ・インターネットバンキングの取引履歴・入出金明細（振込依頼人名、振込日、受取人名、支払金額が分かるもの） ②請求書の写し ③見積書の写し
3-13	「補助対象従業員を雇用していることを証する書類」は、具体的に何を添付すればよいですか。	申請日時点で雇用していることが確認できる雇用契約書等の写しを添付してください。
3-14	証拠書類を紛失した場合はどうなりますか。	必要書類がないと補助金をお支払いできません。書類の再発行が困難な場合は、事務局にご相談ください。
3-15	事業の「完了日」とは、何をもって「完了日」になりますか。	従業員が普通二種免許を取得の上、運転者としての雇用開始日から3カ月を経過した日をもって「完了日」とします。
3-16	交付申請後、どのくらいの期間で補助金は振込まれますか。	採択され、実績報告の内容に不備がない場合、原則として1ヶ月程度でお振込いたします。
3-17	現地調査を行うことはありますか。	必要に応じて営業所等を訪問し、現地調査を実施する場合があります。

4. その他		
番号	問	答
4-1	交付申請書とは別に実績報告書の提出も必要ですか	不要です。交付申請書の提出をもって実績報告に代えます。
4-2	令和9年度も募集しますか。	未定です。
4-3	補助金受領後、何らかの義務が発生しますか。	補助事業年度終了後5年間は、会計検査院による検査等が行われることがあり、補助事業者は検査等に協力する義務があります。 そのため、経費の支払いに係る書類等は、補助事業年度終了後必ず5年間保存してください。 すでに補助金を受給した場合でも、会計検査院の検査結果によっては、補助金の返還等が命ぜられる場合もあります。
4-4	公募要領の12の(3)で「補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し」とありますが、必ず専用の通帳を準備する必要はありますか。	必須ではありません。タクシー事業用として使用している通帳で、本補助金に関する入出金について、他の入出金と明確に区分され、確認できるよう管理されていれば問題ありません。